告　示

埼玉県告示第七百六十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十八項の規定により、荒川中部土地改良区から役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

令和八年十一月十三日

埼玉県知事　大　野　元　裕

職名	氏名	住所
理事	栗　島　義　雄	埼玉県深谷市上原六百三十番地一

541d1ee8a2e3c0d0a94ff3db5a79bfec